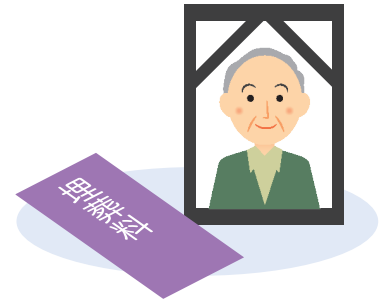


死亡したとき

埋葬料（家族埋葬料）と付加金が支給されます

被保険者や被扶養者が死亡したときは、「埋葬料」などが下記のとおり支給されます。

被保険者が死亡したとき		被扶養者が死亡したとき	
埋葬料	50,000円	家族埋葬料	50,000円
埋葬料付加金	50,000円	家族埋葬料付加金	10,000円
計	100,000円	計	60,000円



生計維持関係にある人がいないとき

被保険者が死亡したときで、生計維持関係にある人がいない場合は、実際に埋葬を行った人に「埋葬費」として埋葬料の範囲で実費が支給されます。

仕事中の死亡のとき

被保険者が業務上（工作中）や通勤途上（通勤、帰宅途中）に死亡した場合は、労災保険から葬祭料が支給されます。この場合、健康保険の埋葬料は支給されません。

生まれた子供がすぐ死亡したとき

死産の場合は、被扶養者に該当しないため家族埋葬料は支給されませんが、生まれた子供がすぐに死亡したときは家族埋葬料が支給されます。

手続き

- 埋葬料** → 「埋葬料(費)・付加金支給申請書」に死亡についての事業主の証明を取得するか、または下記の書類(写)のうちいずれか一点を添付して、健保組合に届け出てください。
- 家族埋葬料** → 「埋葬料(費)・付加金支給申請書」に死亡についての市区町村長または事業主の証明を取得するか、または下記の書類(写)のうちいずれか一点を添付して、健保組合に届け出てください。
- 埋葬費** → 「埋葬料(費)・付加金支給申請書」に死亡についての事業主の証明を取得するか、または下記の書類(写)のうちいずれか一点と、埋葬に要した費用の領収書(原本)および死亡者との身分関係を証明する書類を添付して、健保組合に届け出てください。

「埋葬料(費)・付加金支給申請書」 → P.87

- 下記の書類(写)のうちいずれか一点を添付
 - ▶ 埋葬許可証 ▶ 火葬許可証
 - ▶ 死亡診断書 ▶ 除籍謄本 ▶ 死体検案書